

一般社団法人 待兼山データサイエンス

医学統計研究会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人待兼山データサイエンス（以下「本法人」という）が設置する分科会組織「医学統計研究会」（以下「本研究会」という）の設置、運営および活動に関する事項を定めることを目的とする。

2 本研究会は、医学・保健・臨床研究等の分野におけるデータサイエンスや統計学の理論および応用の発展、ならびに会員間の学術的交流と啓発を促進することを趣旨とする。

(名称)

第2条 本研究会の名称は、「医学統計研究会」とする。

(設置)

第3条 本研究会は、本法人の目的達成のために、理事会の決議により設置されたものである。

(所在地)

第4条 本研究会の事務局は、関西圏を拠点とする代表者の所在地に置く。ただし、必要に応じて変更することができる。

(構成)

第5条 本研究会は、本法人の会員のうち、本研究会の趣旨に賛同し、参加を希望する者をもって構成する。

(役員)

第6条 本研究会には、次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 若干名

(3) 幹事 若干名

2 役員は、本研究会の会員の中から代表が指名し、理事会の承認を得て決定する。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が決定するまではその職務を行うものとする。

(活動)

第8条 本研究会は、以下の活動を行う。

(1) 医学統計および医療系データサイエンスに関する研究・教育・交流活動

(2) 研究会、セミナー、ワークショップの開催

(3) 会員間の情報交換および学術的ネットワークの形成

(4) その他、本研究会の目的達成に必要な活動

(報告)

第9条 本研究会は、その活動状況を年1回、本法人の理事会に報告しなければならない。

(経費)

第10条 本研究会の経費は、本法人からの支出、会員からの分担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改正または廃止は、本研究会代表の提案により理事会の承認を得て行う。

附則

本規程は、2025年7月30日より施行する。